

Title	プロコピウス「アネクドータ」の経済記事
Sub Title	The economic inscription of procopius of Cæsarea in his anecdota or secret history
Author	宇尾野, 久
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1953
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.46, No.7 (1953. 7) ,p.512(20)- 531(39)
JaLC DOI	10.14991/001.19530701-0020
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19530701-0020

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

プロコピウス

「アネクドータ」の經濟記事

宇尾野 久

序

現在吾々が抱く歴史への關心を私は端的にカエサレアのプロコピウスの「アネクドータ」(秘史)によつて追求したいと思う。

歴史家が人類の不幸を招いた時代にどのように處したかが私の現在の最もナイーヴな關心であり、之をプロコピウスの私的な人間形成の問題として又は支配者達のあばかれた人間性の問題としてではなく、ヘレニズムとヘプライズムの結節點としてのヴィザンツの史的な舞臺の上で取り上げたいと思う。勿論このような人生の短さを嘆ぜしめる如き問題は短時日のうちに解決される筈がない。

(註) 我國では明治四〇年島村抱月氏がはじめて西歐思潮の二大源流をなすヘレニズムとヘプライズムの對立矛盾とその統一を早稲田大學文學部で講義された。

いわばプロコピウスの「ヴィザンツへの斷罪」ともいへべきこの作品は、複雑な諸契機を内包しており、ユステニアンが崩崩したとしても尙ローマの傳統が嚴然として存在し、ローマ法についてのウィルケンやL・ミタイス以來の

同私法に含まれる民族法(H.E.・シュタインは宿命的に否定的であつた)の深幅の問題又は民族的宗教の問題とともに歴史家の創造的歴史彫琢の試金石になつていくように私には考えられる。問題がそのような次元でとり上げられるとすれば、プロコピウス自身の史的インゲスマウムや彼の世界像が暗黙裡に前提されているわけであり、又研究對象自体に内在する歴史的實體が確在することの保證がなければならぬ。

プロコピウス以來の最大の歴史家としてのプロコピウスについては、E.・シュタインのみならずG.・オストロゴルスキーも之を確認し、E. Uspezski 以來ヴィザンツ研究の礎石をおいたC.・C.・Pの學界でも吾々の知りうる範圍で確認されているように思われる。

エウセビオスにおけるが如き「教會史」(Ekklesiastikes istoria)が彼の意圖にも不拘不幸にして實現されなかつたことは痛惜事ではあるが、宗教や信仰の自由が存在したコンスタンチン帝時代から再び墮落したヘレニズムの權化ネロを膨洩たらしめるプロコピウスのいわゆる「ダイモン(悪魔)の主の化身」が支配するローマの傳統やヘレニズムの文明の破壊的新奇の時代にアウグスチヌスの抵抗やいわば人性論におけるが如き教義の創造を期待することは至難なことには考えられる。受難の時代をたえぬいた若々しいクリスト教の生誕の時代からクリスト教がいわゆるテウランノスの支配においこまれ、まさに教皇グレゴリウスによる西歐クリスト教の獨立と解放に向うこの轉期こそ地上の世界におけるバルバローイのそれと同様にアネクドータの無限の深淵を形成しているわけであり、私にとつて最も難解な點である。

オストロゴルスキー並びにプレイエは之を簡潔にパンフレットとしており、^(註)エルンスト・シュタインは自身の今次大戰における受難者の熱情をもつて高い評價を與えている。そしてこの「アネクドータ」の價値をプロコピウスが支

配者の列に親交を求めなかつたことに原因せしめている。だが私には「M・ブロックの「歴史のための辯明」にもか
わらず」受難者の外的な觸媒によるヒュウマニズムの目覚めではなく、ヴィザンツの歴史の運動そのものなかに之
を見出したいわけである。

(註) 勿論此處では卅章にのぼる「アネクドータ」のウォリウムについてではなく、此の作品が歴史家に抱かしめる反撥性からで
あろう。

作品は作者の手を離れた時獨りあるきずると言われている。従つて人間が再び子供にかえることができないように
作品をもつて作者の人間像が完全に再現しうるか否かが問われるべき時期だと私は考える。若しそれが可能だとすれ
ば、人間界や神の世界に完全に自己を移入し得た作者の場合のみであり、また作者が自己と歴史の進展方向との矛盾
を超越し、人間界と自己の矛盾を超越した場合にのみ可能であろう。そしてそこでは一切の告白が不必要なときでは
あるまいか？ だとすればその過程での人間の告白が存在しうる如く社會の告白も歴史家によつてたえずなされねば
ならない。「アネクドータ」を私はそのようなものとして理解したいわけである。このような形式による歴史の告白
は、作者の個性が作者の意識の背後にひそめられ、恰も完全な人間の物語の如き印象を讀者に與えるわけであるが反
面それだけに作者の人間性が何等の制約もなく露呈される。しかし史實としての歴史との距離や一般の記述史と異つ
て事件から突如として人物描寫に移るプロコピウスの筆鋒も考慮せねばならず、この歴史敘述の形式にも古典古代の
ヘロドトスIIトウキウデイスやクセノポーンIIブルータルコスIIスエトニウス等々からの進展がうかがわれる。アネ
クドータがプロコピウスの作品であることはその異論にもかかわらずフェリックス・ダーン(一八六五年)以來確認さ
れており、私自身邦語に移すに當つて注意したがその誇張(世人の風評や夢じらせ)や誤(不公平)(しかし)Evagrius

(writer of Ecclesiastical History), Agathias (Historian) の如き反證もある」にも不拘彼の戦史やビルディングに
緊密に關連し、これらの作品の一部であることを確認し得た。ヴィザンツ研究が今日古典古代學の列に加えられた事
の意義を噛みしめ乍らその現代における歴史的意義を考えたい。

(註) H.B. Dewing 氏、Suidas (A.D. 100) が始め、Anecdota をプロコピウスの作品だと述べたとし、「プロコピウスは
Anecdota と呼ばれる彼の著作である他の本を書いた。そこで兩書は、九卷となる。」又は「Anecdota と呼ばれるプロコピウ
スの本は、……」の (Suidas の) 原文をあげてゐるが、Suidas (Souda) は著者名ではなく Lexicon であり、ラテン語から借
用され、Fortress 又は Stronghold を意味した。(Oxf. Cl. Dic.) Anecdota の著作年代 A・D・五五〇年。(尙 Cf.
Stein, Excursus V.)

プロコピウスの経歴^(註1)からすれば、まさしく彼の主著である「ペルシア、ヴァンダール、ゴート戦史」がその最も適切
な仕事であつたと言わねばならない。しかも彼がトウキウデイスの同時代人の如くに語り、ヘロドトスの表現や語
句を用い、ヘラスの古典に通曉し、しばしばキリスト教徒として述べ乍らもヘラスの古代宗教に深く込みこんでいる點
で、(彼は純粹なアテカ語でなく當時オリエントに用いたられたギリシア語を用いたとは言え)全く彼においてはヘブライズム
とヘレニズムは對立物としてではなく彼自身において調停されたものとしてあらわれてくる。したがつて吾々はプロ
コピウスにおける正義や敬虔や人間性 (Justitia et Pietas, et Humanitas) が時にはキリストの、時にはヘラスの神
々、更には民衆のものとしてあらわれてくることにその首尾一貫性を見失なう程である。更に又彼がグリーン (Pres-
noi) やブルー^(註2) (Benetoi) の黨派についてのべている場合、他面において數々のローマの傳習を語り乍らもむしろア
テナイの政治を膨洩たらしめる。事態がこのようなので、彼のアネクドータの經濟記事もローマ人の行つた多くの

年代記作者の記録や考證 (Tacitus, Cassiodorus, Dionysius Halicarnasos, Etc.) に基くというよりはむしろ前述の如き見聞や當時の民衆の間に廣く流布された夢語り又は風評に基くものであり、ペリサリウ自身に關する記述、又は彼がヴィザンツにペリサリウスと共に歸還し、(A・D・五四二年) *Illustris et Senator* のランクにいた以後の記述以外ローマ人の正確さをもつて書くにはあまりにもヘレネス的であり、あまりに戦史の仕事に多くの時間を費しすぎた^(註3) (A・D・五六五年没) といわねばなるまい。とは言え、コーデックス・ユステニアヌスやコルプス・ユリス・キヴィリス又はプロータに豊富にもられた經濟事項に對し、アネクドータはヘロドトスの具象性をもつて吾々に迫る。

古代の記述史というより *Cursus* (the accentual rhythm) をもつた *Prosa* の感性をもつて書きつづるプロコピウスの筆致は、勿論吾々の時代の古代史學とは距離の遠いことはまぬがれ得ない。したがつて國制 (*Politia*) について語る場合でもプラトーンやアリストテレスに比し彼はより歴史的(性格探究的)であり、前者の有機的な又構成的な敘法に對し、その起伏の度は著しく廣汎である。ヴィザンツ帝國の廣大さと歴史の深さがしからしめた點もあろうが何よりもまず彼は歴史の審判者としてあらわれる。このような事情を考慮して以下年代順というよりは事項を追つて問題をとりあげる。

I Monopolies (Monopolia)

プロコピウスの經濟記事の集中的にあらわれてくるのは、(XX)以下であろう。その際アネクドータがユステニアンの獨裁的というよりは專制的な性格を描くべく企圖されていることからユステニアンの統治下における役人の專横が筆誅の對象となつてゐる。彼は獨占の起源について次のように語る。

「ユステニアンは、ヴィザンツの公衆に對して市長 (*Eparchon*)^(註4) を任命した。そしてこの者は商店をもつ者からその収入を分けとり、之らの商人にすぎな値段で商品を賣る權利を與えることを計畫した。そこで生活必需品の價格は今までの三倍に騰貴し、しかもその物價騰貴の責任を誰にも追求し得ないという状態になつた。そして市民は大損害をうけたが王室はその稅收で富み又之らの恥ずべき行爲に加擔する者たちが金持ちになるチャンスを得た。そしてその權限を利用して物價をつり上げ、賣却する商品にもごまかしをやつた。このようにしてユステニアンは多くのいわゆる獨占を設定し、このようないまわしいことをやろうとする者に臣民の安寧をうり渡した。かくて彼は取引の價格を破壊し、彼と結んだ者に好きなように取引を管理することを許した^(註5)」とのべている。處で獨占については、古典古代のアテーナイ又はヘレニズム時代にも知られており、ユステニアンの獨創によるわけではなく、又 *Codex Justinianus*, III, LVIII, 2. に *monopolium audeat exercere* (獨占をあえてする) とか又は *“Si quis autem monopolium ausus fuerit exercere”* (亦若し誰かあえて獨占を行ふなれば) とか更に *“Si in prohibitis monopolias... commissas forte”* (強くて獨占の禁を犯せば)……(金四〇リーヴルの罰金に處すべし)とのべている如く何等新奇な現象ではない。しかし問題は、この獨占が民衆の經濟生活を破壊する手段に轉化した點であり、ユステニアンの國家の專制的性格が浮き彫りにされている。(しかし乍らこの獨占は、現代の經濟法則に支配されたいわゆる國家獨占資本主義下のそれとは素より著しく相違し、法的なものからそれが皇帝の專制權力に從屬してゆく點で、經濟力に之等の國家權力を從屬せしめる過程での獨占と異つてゐる。)

II Air Tax (Aerikon)

プロコピウス「アネクドータ」の經濟記事

これについてプロコピウスは「Praetorian Prefect (Praetorium Eparchos) は、正租に加えて毎年、三 Centenaria^(註9)以上を強要した。之に對してユステニアンは“air tax” (aerikon) という名をつけた。思うにそれは正規なまたは慣習的な租税ではなく、恰も空中から生ずるように幸運が得られたことを暗示するためだろう。けれどこのようなことはユステニアンの悪事と呼ばれねばなるまい」^(註7)と述べている。

ところでこの税は、ユステニアンの獨創になるものらしく、H.B. Deving は「aerikon は、ユステニアンによつてはじめて制定され、プロコピウスによれば、通常税への追加として賦課された。そしておそらくこの税は、アラブのもとでもずっと繼續したらしい。

だが多分複數で Aeria とされた場合、それは單で *extraordina* (extraordinaria) の別名にすぎぬのではないだろうか』として Papyrus London, IV, 1338. 5 にみられる “*Χρηστῶν ὄμολογῶν καὶ ἐστρατοδικῶν καὶ λογιστῶν ἑξέλιξις*” (金の正常及び異常の又爾餘の行の)「租税 (φάρος) へ筆者」をあげ、Liddell and Scott Lexicon が “Tax on lights” と之を呼ぶのをあまりだと指摘している。

事態がこのようなので「ユステニアンは、ローマ帝國のいたるところで最も卑賤な人間をえらび出し、收賄のため之等の者に役職を多額の金でうりつけた」^(註8)つまり官職賣買を行つた。そして「これらの者は都市の金を高い利子で銀行 (Trapeza) がら借りうけ賣手に支拂つた」^(註9)のであるが之等の債務の支拂額が市民から強奪されたことは言う迄もない。しかし「ユステニアンは一層恐れげもなく、公然とアゴラの公衆にアルコンの職の値段をかけ合つた」^(註10)のであるが之は役職につく者に對し「何等の損害も公衆に與えてはならない」^(註11)(A・D五二七年)という誓を行う法を發布した一年もたたぬ後のこととするところ、ローマにとつてはまさに異常なことである。ユステニアンはまた「ビザンツや他の

都市で最も價值があると考えられていた官職を以前のように賣却せずに傭人 (μισθωτός) をさがし求めて……之に賃拂いをし、盗んだものをすべてユステニアンに引渡すように命じた」^(註11)とのべているが之は恐らく古典的ローマの Pubricani からの推轉であり、ユステニアンの獨創によるものではないように思われる。

III Coemptio (Sunonē)

この問題につきプロコピウスは正當にもヴィザンツの穀物流通事情から始めている。「ある時ヴィザンツへ多くの穀物の糧食が輸入されたがその大部分が既にくさつていた、そこでユステニアンはそれが人間の食に適し得ないにも不拘、東方の各都市にそれを比例的に割り當て、しかも通常上等な穀物が賣られる價格よりずっと高價に割當りあてた。そこで買手はこの負擔になる價格に多額のかねを支拂つたのち、この穀物を海かあるいは水溜りに投捨てねばならなかつた。しかし一方國庫に完全なまだ腐つていない大量の穀物が貯えられていたので、ユステニアンは穀物を要求している多くの都市にそれを賣却しようと決めた。かくてユステニアンは國庫が小麦の貢納で豫定していた貨幣額の二倍を獲得した。しかし次の年に穀物の收穫が同じように豊饒でなかつたので、穀物船隊は必要とされたよりずっと少ししかビザンツへやつて來なかつた。そこで「この仕事を司つている上述のような悪徳役人の」ペトロスがビトニア (Bithynia) やフリギア (Phrygia) やトラキア (Thracia) の地方で大量の穀物を買おうと決めた。そこで此地方の住民は、ひじょうに苦勞して海まで荷物を運び、危険を冒してそれをビザンツへ供給したが、それに對して少い比率の代價しか受け取れぬように強制されていた。このような大損失のために、住民たちはむしろこの穀物を政府の倉庫に引渡し、またほかに「穀物」代金を預託することが許される事を望んだ。これが Coemptio (Sunonē) と呼び慣

らされていた負擔である』と。^(註18)

Preisige Wörterbuch der Griechischen Papyrurkunden. 以下は "Governy" 又は coemptio" は實際上、この處置を徴發たらしめたような價格での政府による買上げであり、この實施はエジプトでよく知られていたとされている。だが昨年、Journal of Hellenic Studies で紹介された Allan Chester Johnson と Louis C. West の共著 "Byzantine Egypt: Economic Studies" は遺傳作りの問題についての事項を見出すことはできなかった。

プロコピウスはこのような性格の Coemptio をもう一度軍制や農制に関連してのべている。「農地の所有者は、各々所有者の貢租の大きさにしたがってローマの軍隊に給養せねばならなかった。そして丁度その時期が要求に適しくとも、可能であり又決定された場合には、その土地で食糧がたまたま農地所有者の手許にあるかどうかを調べもせずに査定額がひき渡された。そこでこれらのあわれな者達は「自分がうけ取るより」ずっとはるかに高價な値段で「市場で」買って、糧食を軍隊や軍馬に供給せねばならず、また兵舎が農園から遙か遠方にある場合でも兵舎が存在している場所へそれを運び、たとえそれがすべての者に常規 (nomos) でなくとも、要求通り駐屯軍の長 (choragos) に配達することになっていた。……そのためにすべての農地所有者が出血する (ekneurizo) ということになった』と。現在吾々の社會ではこの出血するというのはコストを割るというような通俗な經濟用語として用いられているわけであるが、ここでは臍を切るといつた古典的表現である。このために農地所有者は以前の十倍を下らぬ額の貢租を支拂い。軍隊に輸送するだけになしにビザンツへしばしば小麥を直接供給するために苦しんだ。この外にプロコピウスは Epibole (賦課) や Diagraphé (按分税) について語っているが前掲の Johnson の共著によれば、當時のエジプトに

も之等が施行されているので省略するがロストラツェフやその他のヘレニズムの社會經濟史研究者が初期の東方研究に當つてギリシアからエジプトや小アジアにその關心を移したと同じことが、ヴィザンツ時代についてある程度言いえるように思われる。(尙 Rostovtzeff, Social and Economic History of the Hellenistic World. Vol. III. 中巻) 第二卷参照。) ただその場合ヴィザンツの屬領の制度がヴィザンツの自由民に對して與える影響がいかに強烈であり、異常な時代における支配國の國民の社會經濟的自由が如何に被支配國の自主性と自由にその限界を劃されていたかを指摘することに定める。(Cf. E. Stein, Ibid. p. 199-203.)

四 Landowner (keteiménos—agrorum possessor)

上述のような事情のもとでユステニアンの治下の役人 (archon [magistratus]) が土地所有者に行つた壓迫は、すべてユステニアンの責任だというのがプロコピウスの論理のようである。そこで『アルコンが暴行し、掠奪した最初のもの、土地所有者であり、それについて述べれば外の事情も明かになる』^(註19) という風にのべる。ところで『ロマでは、貧窮者や債務の未済者がしじゅう首をつつたり、又租税徴集者が債務のない者から間違つた通達で金錢を強奪する口實を與えないために、一回限りでなく、しばしば國庫への債務の殘額をすべての臣民に贈與することがロマの歴代の皇帝の昔からのしきたりになっていた。しかしユステニアンはそのようなことを卅二年間臣民について行わなかつた。^(註20) そのために貧窮者たちは逃亡し、二度と戻らないようにせねばならなかつた。かくて脅喝者たちは、古くからその地方に課されていた貢租より少い程度の租税しか拂つていないとかどで之等の貧民を糾問でおどかしつけ、く

を負うのを恐れ、多くの人々が自分の財産を脅喝者や國庫にひき渡して立去つた。^(註17)」その事に加えてペルシヤ人やサラセン人がアジアの土地 (Asiae pars) を掠奪し、フン人やスラヴ人及びアント人^(註18)がヨーロッパ全體を掠奪したのでその荒廢は慘澹たるものであつたが、ユステニアンがアナスタシウス帝 (A. D. 四九一—五一八) と同じようにこつけないにも之等の人々に七年間の徵稅猶予期間をみとめたとすればその掠奪や破壊が極端にひどかつたことの證據にすぎないとプロコピウスは推論し、之等のバルバローイよりもつとユステニアンの亂暴の方が大きな不幸を民衆に齎らしたと彈劾する。「ユステニアンのバルバローイへの莫大な贈與にも不拘、彼の壓迫から起つたベリサリウスのイタリアの民衆に對する破壊行爲についてもプロコピウスは同様に論じている。」

五 Soldier (Stratos)

以上の事情からここで、軍制一般について述べるのは適當でない。しかしプロコピウスが問題としている限りの範圍内で之に觸れることは避けがたいことであろう。プロコピウス自身ユステニアンが兵士に行つたことを沈黙に委ねるわけにゆかぬとして軍制への Logothetes^(註19)の經濟的壓迫をのべているからである。之等の官吏はユステニアンから財貨の徵集を命ぜられ、その徵集額の十二分の一の着服が暗黙裡に約束されていた。

ところで當時ローマの兵士の支拂は全て法律通りに年々支給されず、また若くて兵役に就いたばかりの兵士の収入は少なかつた。しかし永年軍務に服し、すでに兵役名簿の中頃にその名が載せられているような者は、ずつと多くの給料をもらつていた。そして老齡になり軍隊を解雇される段になるとその支拂は著しく多くなり、除隊後それで私生活をおくるのに充分であり、一生安樂に暮し、家族にも若干の慰安を與えることができた。

だが Logothetes は今や死亡した兵士や除隊した兵士の位よりずつと下位の兵士をその地位に引き上げ、國庫からの支拂を年齡にしたがつて統轄した。しかも之等の兵士が頻繁におこつた戦争のために一どきに大勢死亡しても「兵籍」名簿から死亡者の名前を除くことを許さなかつた。しかし乍ら永い間「兵籍」名簿が滿されぬ結果、兵士の數がいつも不足し、國家にとつても又死亡者のためにおしのけられてその位よりずつと少い支拂をうけるとる生き残りの兵隊にとつても又最後に結局その全期中兵士の金錢をユステニアンに配當せねばならなかつた Logothetes にとつても不利なことが解つた。之等の官吏の兵士に對する數々の壓迫のうちでも、軍務にはげむことができぬ者を探すという理由で近衛兵を (en palatioi phulakon) を全ローマ帝國に派遣し、不幸な兵士たちからその者が役に立たず、老齡になつたという理由で、ベルト (Zonas) を奪ひ、そのために之等の者をアゴラの公けの場所で信心深い人に食物を乞うという状態においこみ、残りの兵士たちを脅かして巨額の貨幣を強要したことは、ローマ人にとつて最大の悲しみの種子をうえ付けた。ローマ人がイタリアでその軍事行動をくじかれたのはそのように兵士に戦争の熱意を失わしめたことが原因となつていたようである。「更に重大な要因としてベリサリウスがイタリア人の財寶を掠奪し、殘虐な行爲を行つたためにイタリア人がゴートやトリーティアに國民的な支持を與えたことがあげられている。^(註21)」

このことはテオドリクやゴートのイタリア支配の間にも行われたので、テオドリクが寛大にローマの傳習を尊重したにもかかわらずローマの兵士は飢と貧困に苦しまねばならなかつた。その他ローマの國境を防備した Imitanei (Soldiers of the frontier lines)^(註22)の給料を四、五年もおくんだり、戦時中の給料未拂分を和平が結ばれた時之等の兵士も和平の恩恵をうけるという理由で國庫に贈與するように強制した。そしてまた宮廷を護衛する Scholarii^(註23)と呼ばれ、戦争に参加しないのでローマ人が「過剩員」 superfluous^(註24)と呼んでいた者をひきあげて戦争に参加させ

るとおどかし、その給料を支拂わなかつた。このようなことは *Domestici* や *Protectores* と呼ばれた宮廷の宮内員にも行われ給料の未拂が起つた。したがつてローマに古くから行われた五年目毎に皇帝が各兵士に一定額の金 (5 *Stater* [1 *Stater* = 20 *dracmae*]) 邦貨約一萬圓) を贈與するというような慣習もユステニアンの三二二年の統治の間ついで一度も行われずにいるとプロコピウスは嘆じている。^(註24) さらに支拂われた貨幣額も量目のひき下げられた貨幣で行われたと思われ、この暗示が廿二章(三八行)でみうけられる。處で、プロコピウスが *Stater* と呼んでゐる "Solidus" (the standard gold coin) は 210 *obols* から 180 *obols* にひき下げられた (二五章十二行)。1 *obol* (戦前の七錢五厘) がどれ程の價值をもつていたかは、プロコピウスが「丁度生きて行くに充分なだけ、つまり三 *obols* だ。」(二二章五)と明示しており、もしそうだとすればユステニアンは「1 *Stater* 毎に三十日分の生活を民衆から收奪したわけである。更にユステニアンは之等の兵士の宿舍についても之を民衆の負擔とすることにぬかりはなかつたようであり、民衆は兵士を一番上等な、最も貴重な部屋に住ませ、その期間中自分達は離れの小屋に住まねばならなかつた。従つてビザンツでは住居の所有者は、約七萬人のバルバレンにその家をあげ渡し、そこから一文の報酬も受けとり得なかつた。」^(註26)

このような事態は吾々の社會の異常な體驗によつて不幸にも容易に理解しうる事項である。

六 Mercatores (emporos), Nauta (Nautēs), opera (Banauos)

ユステニアンは、まづ關稅の操作によつて、之等の人々に働きかける。プロコピウスによれば、ビザンツの海峡の關門であつた *Hellepontus* には元來公的な稅關がなく皇帝から派遣されたアルコンが常駐して、皇帝の認可なし

に武器をつんだ船がビザンツへやつてきたり、又役人の許可書や認印なしにそれらがビザンツから運び出されるのを監視していた。之等の者は皇帝から俸給を支給され、又その仕事の報酬として正當な稅をとつて、海岸に定住するバルバローイに武器が輸出されぬように監視した。しかしユステニアンは、二名の役人を派遣し、公的な稅關を設定し例によつて財寶の掠奪を企圖した。そしてこの役人たちは皇帝に好意を示すことにしか腐心して居らなかつたので船の積荷から貴重品を全部掠奪した。そしてユステニアンはその腹心の者をその役に任命してこの掠奪を強化するように命じたので船主 (*nauceros*) は船の價格だけの罰金を課されたり、リビアやイタリアに積戻りを命ぜられたりした。そこでこれらの人々のうちのある者は、積戻りすることを好まずそれ位ならむしる船を焼き捨てた方がよいと考へた。「おそろくこれは役人の專横だけでなく、船の縁起をかつぐ氣持が手傳つていたのではないだろうか? *Neptunus* (*Poseidon*), *Mercurius* の加護を信する人々は、そのような侮辱 (*bris*) に耐え得なかつたと思われませんか?」

しかしこの海運の仕事で生活しつづけなければならなかつた人々は、輸入商 (*emporos*) から三倍の料金を (*histos*) 徴集した。そこで又 *emporos* は、その商品の買手から損害を癒すという結果になり、ためにローマ人は飢え死するような目にあわされた。

先に「獨占」の一般的な災害についてのべたわけであるがプロコピウスは、^(註26)ここで被害者たちの社會經濟的な構造を描きはじめるところでユステニアンは殆んどすべての商品を獨占のもとにおき、その買手を毎日くるしめたのであるが衣服 (*vestes*) を賣る店だけは手をふれずにおいた。しかし今やそれすら例外をなすわけには行かなかつた。

絹でつくられた外衣 (*imation*) は昔からフェニキアの Beirut 及び Tyre 市でつくられるならわしになつており、

この品物をつくる商人 (emporoi) や手工者 (Epidemiourgoi) 及び職人 (Technitai) が昔からここに住み、ここからあらゆる土地にこの商品が送られていた。しかし之等の人々は今やローマの關稅が高くなり、またペルシアから原料を今迄より高く買うことになったのでその商品の價格を引きあげた。そこでユステニアンはそれにつけ込んで外衣一ポンドを金貨八枚以上で賣つてはならぬとの法を發布した。勿論輸入商はこの商品が高く買つていたので仕方なしに貴人にひそかに「闇で」賣却した。しかしそれを聞き込んだ皇后 (テオドώρα) はよくしらべもせずすべての荷物を沒收し、金 1 Centenaria の罰金を課した。又役人も之にまけずに染料の獨占で職人から搾りとつた。しかもこの獨占は輸入商 (emporoi) だけでなく小賣商 (kapeloi) にまで及んだ。そこで手工者 (Banauos) や手職人 (Cheironaktes) は飢のために市民の身分を變えてペルシアに逃れ去つた。(Sulivianus, De gubernatione dei (A.D. 440) を思わしめ) として國庫の長のみが一人たえずこの商品を管理し、その收入の一部を皇帝にひき渡す限り民衆を犠牲にして富み榮えた。しかしユステニアンがアレクサンドリアの穀物の獨占を行い一メデムノスも他人に買うことを許さず、またディオクレティアンがアレクサンドリアの貧民に施していた穀物を二百萬メデムノスも年々國庫に收奪したことに較べれば絹の衣服の仕事にたづさわる人々の不幸は輕微であつたかも知れない。このようにユステニアンはローマ帝國の全階層に、セナトールから貧困者や癱疾者に至るまで破壊的な打撃を與へ公的な扶養 (Civitas) まで收奪した。プロコピウスが擧げている公共の建物や公共の浴場、敵國 (ペルシア) に送るスパイへの支拂金、公共のファンド (前哨の民兵の基金迄) 等々への破壊作業は、正しくユステニアンのデモニッシュエな性格 (etios) を示すメルクマールとなる。^(註28)

七 Ecclesia

ユステニアンが金品の贈與を受けてクリスチャンや教會に對して不聖な行爲を行つたことが二十七章から廿八章で摘括されている。しかし彼は金錢の贈與を受けて尙その贈與者に對しても不聖な行爲を行い、自己の命令を無視し、又教會に對して卅年の時効期限を百年に延長する (ut ecclesia Romana centum annorum habet prescriptionem... A.D. 535 in Novella IX. (1-2)) ように命じ、之を五四一年に再確認している。(A.D. 541. Novella CXI.) プロコピウスは之を文書偽造事件に關連せしめているが、教會を受けた經濟的打撃は著大であつたと思われる。プロコピウスは此の法律によつて教會は「百年間たつぷり彼等に屬する權利の行使を妨げられる」(廿八章九) とのべている。又ユステニアンがユダヤ人に Passover (Paschalian) の祭を禁じた行爲はプロコピウスの眼に宗教的利己主義として映じているようであるが此處では省略する。

八 Statio (Statmos)

諺にもあらゆる道はローマに通ずると言われているように、一揆や諸侯の侵入を懸念し、旅人の遭難した荷物を盜掠するために道路を荒廢または遮斷し交通税を徴取した中世と異り、ローマでは貢稅の運搬や通信のための驛遞及び交通や軍隊移動の必要上、公共のコース (demosios domos) が設けられ、身じたくのよい旅人が一日で踏破する道のりに八つ或いは五つ以上の宿驛がつくられていた。^(註29) そして各宿驛には四〇頭の馬とこの馬の數に比例した馬丁 (hippohomo) が配置されていた。そしてよく點檢された馬の頻繁な乗繼で「つまり早馬で」急用を達する者は一日で十日

の道のりをかけ通した。(約二百マイルに當るらしい。)そして農地所有者は、彼の農地がたまたまそのコースの内側にある場合には、毎年之等の馬や馬丁の給養のためにその收穫物の餘剰分を賣却して利益を得た。勿論之はカトーやヴァルロの農書にみられるような市場目あての農業生産というよりむしろ偶然的な餘剰生産物の賣却であり、いわゆる商品生産のあるところ必ず交換價值が問題となるといつた性質のものではなかつた。したがつてユステニアンがこのコースを廢棄して海上のコースを強制し、そのために小舟で危険を冒して航行したり、また或るコースに馬の代りにロバが配置されたりして宿驛の需要がなくなると之等の農地所有者はたちまちその收穫を腐らしたり又むだにしたりしてその利益を喪失してしまつた。更に又ローマが進軍の際に非常な不利を招いたことは言うまでもない。

卅章ではこの外にユステニアンは、カエサレアの大地主が 3 Centenaria で購入した Porphyreon と呼ばれた村を詐取したことがのべられている。

以上のような皇帝ユステニアンと皇后テオドローラが國政の上に加えた新奇な破壊行爲からプロコピウスは、彼等が人間であるか悪魔の主であるかはその死んだときに明らかになるだろうと結んでいる。まさにアネクドータは「その時代の發展の眞價を認識し得ず、世界が何れの方向を志向しつつあるかを認識し得ぬ反動者の記録である」とする Dewing (譯者序文—The Loeb classical library. X) の言はこの原典の譯業にたずさわれる者の等しくいたく感慨であるが、私は依然としてアネクドータを『歴史の告白』とする私の考えを變更しない。そしてそれこそがアネクドータを悪意のパンフレット、苦しくはプロコピウスを悪意のパンフレティストだとするオストロゴルスキー並びにブレイエ^(註30)の見解からこの作品を救い出す歴史の大道だと考える。歴史の異常な時代には最も深く歴史の絶望の淵に沈潜し

た者が人間を救いうるのである。

一九五三、四、六

(註1) 五二七年ユステニアンの將ヘリサリユウスの法律顧問及祕書となり、ヘリサリユウに従つて轉々し、五二七年—メンボタミア、五三三年—アフリカ、五三六年—イタリアに渡る。

(註2) *Bevros* (Veneti=Blue). Cf. Bury's Edition of Gibbon Decline and fall of the Roman Empire, IV, 220 ff. —ユステニアン、及テオドローラが之をひききする。II. xi. 32. (Anecdota, xvii, 3)

Tracivoi=Greens. (之等の衣服の色は、albari, russati, prasini, veneti が用された。—Gibbon. *Ibid.* Vol. III, 45. p.) 何れが上層階級に属していたとは言えず、何れもビザンツのみならず廣汎な黨員をもつた。Vgl. Ostr., *Ibid.* 56. s.s.

(註3) アネクドータが書かれた五五〇年は、戦史の完成直後と思われる。五六五年歿。

(註4) A perfect of the City, Cf. Chap. ix. *Toi Tes Poles*. Eparchon.

(註5) *Ibid.* f. (xx) 1-5.

(註6) 百ポントの金貨。

(註7) *Id.* (xxi) 2.

(註8) *Ebenda.* 9.

(註9) *Ebenda.* 13.

(註10) *Ebenda.* 18, 19. 尚 *Id.* (xxii) 8, 9. 参照。

(註11) *Codex Justinianus* I. 31. *De officio magistri officiorum*, (Ann. 527) (但ジュリアヌスはユステニアンの治世(年代)の指示なく)。

(註12) *Ebenda.* 20-21.

- (註13) *κβ'* (xxii) 14-19.
(註14) *κγ'* (xxiii) 11-14.
(註15) *κδ'* (xxii) 40.
(註16) A.D. 518. ハスチニアンが戚父ユスティン (Justinus) の共同統治者となった時から数えるわけで少くともアネクドータの日付は 518+31 年となり、五四九年以降となる。
(註17) *κγ'* (xxiii) 1-6.
(註18) ハスチニア人の支族。
(註19) Logothetes:.....王庫の官中。 *κδ'* (xxiv) 1-2.
(註20) *ς'* (v)
(註21) *ς'* (v)
(註22) 多ハマルメニア人から選ばれた。
(註23) 一種の榮職で臆病者や戦争を好まない者又は奴隷でも金を拂つてこの役務につき得た。
(註24) *κδ'* (xxiv) 29. 一
(註25) *κγ'* (xxiii) 24. [愈ハの箇ハの騎兵、歩兵、水兵の説明の省略は、許されるハである。]
(註26) *κδ'* (xxv) 13. 以下。
(註27) Vgl. Ostrogosky, Geschichte des Byzantinischen Staates. 61 und 304. s.s. Ernest Stein, Histoire du Bas-Empire. p.p. 102, 298, 769-773, 843-845. Procopius, viii. xvii.
(註28) *κδ'* (xxix) 38. 『其ハ「誰ハが、ハスチア」を著するハスチア等のハとなる皇帝ハスチアマンの性格 (ethos) を實證するハハス。』

(註29) *κ'* (xxx)

(註30) Louis Bréhier, Vie et mort de Byzance. p.34. La civilisation Byzantine. p.349.

(註31) 佐 Loeb Classical Library の Text によリ、Haury, Teubner Text. 1905-1913 年用シ、*κδ'* 『ハネキムータ』の註出は、次の如クな註釋と參照ハス。。

- 1623. Alemannus, Procopii Caesariensis, V.I., Arcana (Secret) Historia, qui est liber nonus Historiarum (Editio princeps)

1838. Dindorf, in Corpus Scriptorum Historiae Byzantinae.

1899. Krašeninnikov, Procopii Caesariensis Anecdota quae discuntur.

1906. Haury, Procopii Caesariensis Opera Omnia, Vol. III.

1928. Comparetti, Le Inedite (Unpublised), Libro Nono della Istorie, di Procopio di Caesarea; edizione postuma da Domenico Bassi.